

社会保険

みえ

CONTENTS

日本年金機構 年金事務所

- 短時間労働者に対する社会保険適用拡大Q&A(短時間労働者の要件)
- 「随時改定(月額変更届)」の留意点についてお知らせします

VOL.577

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部

- 事業主の皆さまへ 資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付にご協力ください。
- 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

一般財団法人 三重県社会保険協会

- 社会保険事務セミナー(基礎講座)開催結果
- 社会保険事務セミナー(実務講座)のご案内
- お知らせ
 - 令和7年度より会費の「口座振替」を始めます
 - 広報誌を随時、ホームページに掲載します
- 第11回 社会保険みえクイズ
- 社会保険協会事業のご案内
「ヨナガヅキとテナガザル」の巻

行政資料提供 / ◆日本年金機構 ◆全国健康保険協会三重支部(協会けんぽ)



▶三重の風景シリーズ #33:津市美杉町「北畠氏館跡庭園」

津市美杉町にある三大武將庭園の一つに数えられる名庭園。豪快かつ素朴な石組みや苔の緑に心が浄化されます。君ヶ野ダムからの道はツーリングやサイクリングに最適!北畠神社から三多気の桜は、ごく近く、奈良県もスグソコです。これからの紅葉シーズンにバイクや自転車で、ぜひお出かけください!

2024

9

職場内で回覧をしてください

短時間労働者に対する社会保険適用拡大 Q&A (短時間労働者の要件)

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等(現在は被保険者数101人以上の企業等)で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象(短時間労働者)の要件>

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない |

令和6年10月からの適用拡大について、代表的なQ&Aをお示します。

Q 最初の雇用期間が2カ月以内である場合は、当該期間を超えて使用されることが見込まれることとして取り扱われることはないのか。

A. 最初の雇用契約の期間が2カ月以内であっても、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、「2カ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」に該当するものとして、最初の雇用期間に基づき使用され始めた時に被保険者の資格を取得することになります。

(ア) 就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。

(イ) 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があること。

ただし、(ア)又は(イ)に該当する場合であっても、2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意(※)しているときは、「2カ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」には該当しないこととして取り扱います。

(※) 書面による合意(メールによる合意も含む。)が必要となります。

Q 所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象となる賃金には、どのようなものが含まれるのか。

A. 所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の①から④までの賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

「随時改定（月額変更届）」の留意点についてお知らせします

随時改定（月額変更届）でお問い合わせの多い事例をご紹介します。届書作成時の参考にぜひご覧ください。

Q 算定基礎届と月額変更届（7月・8月・9月改定分）では、どちらの標準報酬月額が優先されますか。

A. 7月、8月または9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。このため、算定基礎届の提出後であっても、7月、8月または9月の随時改定に該当した場合は、月額変更届を提出してください。

なお、7月、8月または9月の随時改定に該当することが予定されている被保険者について、事業主が申出を行った場合は、算定基礎届の届出を省略できます。

Q 基本給（時間給）に変更はありませんが、勤務体系（契約時間）が変更となりました。随時改定の対象となりますか。

A. 時給単価の変動はなく契約時間のみが変わった場合でも、固定的賃金の変動に該当するため、随時改定の対象となります。

Q 給与体系が歩合制で、毎月の収入が一定ではありませんが、随時改定の対象となりますか。

A. 給与体系が歩合制で、毎月の収入が一定ではない場合は、固定的賃金の変動に該当しないため、随時改定の対象となりません。ただし、歩合給の単価や歩合給の支給率の変更があった場合は、固定的賃金の変動に該当するため、随時改定の対象となります。

Q 同一月に固定的賃金の増額と減額が同時に発生した場合（手当の廃止と創設等）、増額改定と減額改定のどちらの対象となりますか。

A. 複数の固定的賃金の増減要因が同時に発生した場合、それらの影響によって固定的賃金の総額が増額するのか減額するのかを確認し、増額改定・減額改定のいずれの対象となるか判断します。

例えば、定額の手当が廃止され、その手当と同額の手当が新たに創設された場合など、固定的賃金に変更が生じないケースは、随時改定の対象となりません。

Q 従業員から家族手当の申請手続きが遅れたため、家族手当をさかのぼって支給しました。この場合の随時改定の起算月は、家族手当を本来支給すべき月と実際に支給をした月のどちらになりますか。

A. 給与の計算誤りや従業員からの各種手当の申請遅れにより、さかのぼって手当を支給した場合は、本来支給すべき月を起算月として月額変更届に該当するか判断します。

（例）令和5年9月から家族手当の支給要件に該当したが、申請手続きが遅れて、令和5年10月に令和5年9月分と令和5年10月分の2カ月分の家族手当を支給した場合

⇒ 令和5年9月が起算月となり、随時改定に該当する場合、令和5年12月が改定月となる。

随時改定（月額変更届）にかかる制度概要や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。

右のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>



事業主の皆さまへ

資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）の配付にご協力ください。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されます。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

そのため、協会けんぽでは、加入者の皆さまに安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）を事業所さま宛に令和6年9月より順次送付いたします。

つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、次頁の配付方法を参考に、従業員の皆さまに配付いただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

※被保険者さま及び被扶養者さま毎の個人別に封入した封筒となります。

送付物イメージ

全国健康保険協会
 90-00000000-000000-00
 〒123-4567
 東京都〇〇区〇〇番 1-2-3
 全国健康保険協会 〇〇支部

【宛先】12345678（番号）1234567
 【被保険者氏名】協会 太郎 様
 【扶養者氏名】協会 太郎 様

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせいたします（※お持ちのマイナンバー）。
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	（扶養）	00
氏名	協会 太郎				
性別	男性 / 907				
生年月日	平成元年 10月 1日				
資格取得	3期（令和6年〇月〇日時点）				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーカードにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナンバーへのアクセス
QRコードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない等の特別な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受け取ることができます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書でマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受け取ることができます）。

なお、現在、健康保険のデータベースに登録されていない者などの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。方角で表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致しない場合には、保険者までご連絡ください。

**** * 6825 **1**

※切り取ってご利用いただくこともできます（このお知らせのみでは受診できません）

2

記号	12345678	番号	1234567	扶養	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	平成元年 10月 1日				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	12345678				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

1 マイナンバーの下4桁が記載されています

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。
 ※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
 点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。
 ※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

配付方法（全体のイメージ）

STEP 1

個人ごとの封筒を以下の封筒または箱に封入し、事務所さま宛に送付いたします。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

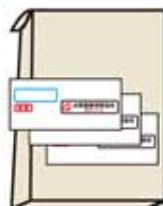
※直近に当協会に加入された方については令和7年1月下旬より順次送付予定



ポイント 被保険者数や被扶養者数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

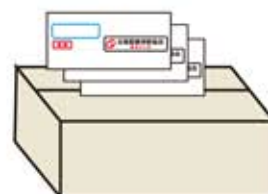
【封筒】

- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、
マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分（最大）



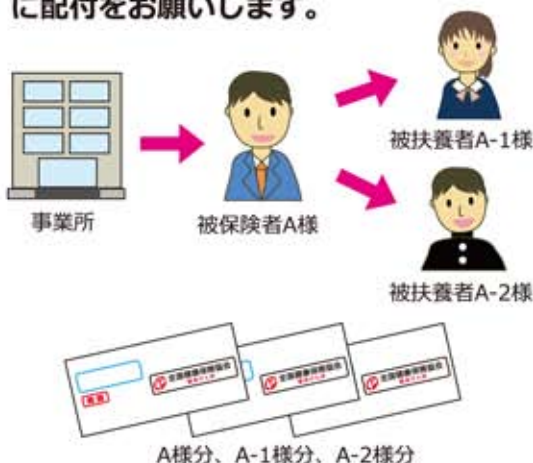
または【箱】

- 予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、
深さ12cm
- 梱包されている通数
約150人分（最大）



STEP 2

「配付のポイント」を参考に、被保険者分と被扶養者分を、被保険者（従業員）の皆さまに配付をお願いします。



配付のポイント！

（記号）12345678（番号）1234567
（被保険者氏名）協会 太郎 様
（対象者氏名）協会 花子 様



個人ごとの封筒の窓から、上記のように被保険者さま氏名（従業員さま氏名）と対象者さま氏名（封入されている方の氏名）を確認することができます。

配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いいたします。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日（月）から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

電話番号 0570-015-369

開設時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

（※）マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）をお願いします。

（※）協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

● 制度普及事業

◆ 社会保険事務セミナー(基礎講座)開催結果

県下7会場で「基礎講座」を開催いたしました。
たくさんの事務担当の方が、ご参加いただき、熱心に受講され、社会保険事務について、知識を深められました。
ご多忙の中、参加いただき、ありがとうございました。



受講者インタビュー

M学校 Tさん … 基本的な内容を全般的に学ぶことができ、社会保険事務の新人にとっては良かったです。
J興業 Mさん … 知りたかった扶養届の具体的な取り扱いについてお話いただき、有意義でした。
Q組合 Nさん … 図書に書いてあることだけでなく、できればもう少し肉付けしてお話いただきたかった。

◆ 社会保険事務セミナー(実務講座)のご案内

県下7会場で「実務講座」を開催いたします。
届書の記載方法など、実務的な内容の講座です。
※詳細は別添「セミナー案内チラシ」をご参照ください。



7月の基礎講座とは
別の図書をご用意いたします

届書の書き方や提出方法でお悩みの方へ
朗報です!!
社会保険の実務に重点を置いたセミナーです。
事務担当の方、ぜひ受講ください!

お知らせ

○ 令和7年度より会費の「口座振替」を始めます。

金融機関へお出かけいただき、振込手続きをする手間が不要となります。
後日、ご案内申し上げますので、その節には、ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

○ 広報誌「社会保険みえ」を随時、ホームページに掲載いたします。

事業所内でのメール回覧など、ご活用いただければ幸いです。
また、HPに事業報告や事業計画等も掲載しています。
なお、紙媒体の広報誌も、引き続きお送りいたします。



● 第11回 社会保険みえクイズ

レベル★★

全問正解者の中から抽選で、ウホホな「賞品」をお送りいたします♥
別紙「クイズ回答用紙」に記入の上、FAXにてご応募ください。

なお、当選発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

穴埋めされ、①から⑥まで順に「カタカナ」を並べ、漢字に変換してください。

【ヒント】 5年に1度、2024年は「〇〇〇〇〇〇の年」
漢字6文字で回答してくださいね。

共通カタカナ
穴埋めクイズ

まず、同じ
カタカナ
を埋めて
くださいね

①・〇〇シュウノカベ
・〇〇チャクテープ
・〇〇リョウポンプ

②・〇〇トキマメノアマニ
・〇〇メダイノスガタニ
・〇〇グポークノカクニ

③・イクモウ〇〇
・シヨルイ〇〇チュウ
・ミエダイ〇〇ガクセイ

④・〇〇ブゲキ
・〇〇ブツガ
・〇〇ブバス



⑤・ジツム〇〇シュウカイ
・アキノ〇〇コウウオーク
・リョウ〇〇モウシコミ

⑥・ユキゲ〇〇〇
・フデブ〇〇〇
・ホケン〇〇〇

マイナンバーカードを利用しましょう！

回答方法について

今回から、回答用紙は同封しないことといたしました。

任意の回答用紙を作成いただき、右記FAX番号へ送信してください。

題名を「第11回 社会保険みえクイズ」としていただき、事業所整理記号（例01-みきは）、事業所名、郵便番号、事業所住所、電話番号、応募者氏名をご記入ください。

また、「最近、職場で気になること」「社会保険協会への要望」などがございましたら、メッセージをお待ちしております。

FAX送信先 059-229-6322

応募締切日 令和6年9月17日（火）

会員様へのメッセージ

令和6年度「会費」をお納めいただき誠にありがとうございました。

今年度も、セミナー・ウォーキング大会開催、割引券発行、広報誌・図書送付など、会員様に有意義な事業を企画実行してまいります。

皆様のご意見ご要望を拝聴しながら、事業を進めてまいりたいと存じますので、今後ともご支援ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

まだまだ暑い日が続きますが、体調を崩されませぬようご自愛ください。






















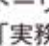
今月号の同封チラシのご案内

- 社会保険事務セミナー「実務講座」のご案内・・・ 県下7会場で開催（10月）
- ウォーキング大会のご案内・・・ 津支部・四日市支部・尾鷲支部
- 健康ゴルフ大会のご案内・・・ 四日市支部・尾鷲支部

三重県社会保険協会事業のご案内

「ヨナガツキとテナガザル」の巻

～事務担当者 やしろえ やすこ 社会保子さん ・協子さん きょうこ  姉妹と雅琉くん みやると  のある日の会話 Part18～

- 保子さん  「なあなあ。役員会経費に含まれる「果物・野菜代」って何やと思う？」
- 協子さん  「バナナやリンゴ、さつまいもは会議中のおやつかなあって思うけど、キャベツは謎やな！」
- 保子さん  「でさあー。会議が終わると、主要幹部が立入禁止の裏山へ消えていくんさなあ」
- 協子さん  「先月の電撃社長交代劇も「裏山詣で」で決まったらしいやん」
- 保子さん  「にしても、あのサル顔の若社長、人の目を見やんし、挨拶せんし、話を聞かんよな！」
- 協子さん  「見ざる言わざる聞かざる！何でも自分流に変えたがる皇帝カエサル！」
- 保子さん  「勤務成績不良、勤務態度不良の世間知らずのSeven Lights Boyがっ！」
- 協子さん  「おかげで、私たちの仕事量は右肩上がり！ストレスも爆上がり！」
- 保子さん  「そんな時には、お家でお気に入りのアロマ焚いて、BGM流して、ゆっくり読書なんてどう？」
- 協子さん  「そやな。これからの季節、天気の良い日にジョギングやサイクリングも気持ちいいやな」
- 保子さん  「アレ！そろそろ社会保険協会の「ウォーキング大会」の時期やない？」
- 協子さん  「お値打ち価格のバスツアーな。今年も楽しみやなあ！申し込んどくな」
- 保子さん  「おっ！問宮林業のガルこと日吉雅琉やん！アンタさあー「裏山の秘密」知っとるんとちゃう？」
- 雅琉くん  「他言無用でお願いしやす！あれは確か満月の夜。忘れ物を裏山へ取りに行ったとき…」
- 保子さん  「フムフム。んで…」
- 雅琉くん  「裏山の奥深く、巨大な檻の前で、幹部役員が正装で勢ぞろいしてて…」
- 保子さん  「ホーホー。んで…」
- 雅琉くん  「檻の前に、若社長と前社長、それぞれの写真が置かれてて…」
- 保子さん  「ギョギョ。んで…」
- 雅琉くん  「「賽は投げられた」という声と同時に、若社長の写真の方にバナナの皮が投げられて…」
- 保子さん  「それが若社長誕生秘話!? 申が示すで「神」やけど…若社長のこと仲間やと思たんやろか？」
- 雅琉くん  「望月の夜に響き渡る哀愁を帯びた鳴き声に、御社の行く末を案じずにはられませんでした」

※上記ストーリーの意味不明な世界観に対する違和感、苛立ち、怒りにつきまちは、広い御心でご容赦ください。
10月に「実務講座」、10月11月に楽しい「ウォーキング大会」を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

年金事務所による出張年金相談日

相談場所	相談時間	相談日		相談場所	相談時間	相談日	
		9月	10月			9月	10月
柿安シティホール (桑名市民会館)	10:00～15:00	5	3	鈴鹿商工会議所	10:00～15:00	11	9
		12	10			25	23
		19	17	亀山市役所	10:00～12:00	19	17
		26	24		13:00～15:00		
		—	31	志摩市商工会館	10:00～15:00	12	10
上野商工会議所	10:00～15:00	4	2	熊野市役所	10:00～14:00	4	2
		20	18	熊野市役所紀和総合支所	10:00～13:00	—	18
名張商工会議所	10:00～15:00	10	8	御浜町役場	10:00～14:00	11	9
		24	22	紀宝町役場	10:00～14:00	18	16

※桑名市・伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市・志摩市については、予約による年金相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

【お申し込み先】 各年金事務所 お客様相談室あてお電話ください。

桑名市 ⇒ 四日市年金事務所 059-353-5515
 伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市 ⇒ 津年金事務所 059-228-9112
 志摩市 ⇒ 伊勢年金事務所 0596-27-3601